

第7号

つくる会ニュース



「つくる会」イメージキャラクター



「（仮称）白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）をつくる会」の活動状況を報告します！

自治基本条例は、住民参画や住民協働、情報の共有など、まちづくりの基本原則を定め、自治体運営のルールとなるものです。

そのルール（条例）の素案づくりを、現在、公募の町民のかたを中心とする「（仮称）白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）をつくる会」が行っています。

今回は、第7回の「全体会議」と「ワークショップ」の活動内容をご報告しま～す！

ここでは、条例の素案の大きな柱となる「大項目」（大枠）と、その大項目に対応し中身を構成する「中項目」について検討を行いました。

第7回全体会議及びワークショップ

12月6日(日)に庁舎会議室において、第7回「全体会議」と「ワークショップ」が開催されました。

全体会議・ワークショップの内容

前回結論が出ていなかった「大項目」について、引き続き検討するとともに、「大項目」の中身となる「中項目」について、その内容を検討する作業を行いました。



全体会議・ワークショップの結果

「大項目」については、「教育・次世代・子育て」をひとくくりとした項目を新たに追加し、次のとおり仮の大項目を確認しました。

●大項目（大枠・順不同）

（前文）総論	情報公開・共有
（住民）市民	地域経営・住民投票・住民参加
住民協働	まちづくり
行政	教育・次世代・子育て
議会	XI 改廃
住民自治・コミュニティ	

「中項目」については、各グループで作業内容の中間発表を行いました。引き続き、次回も議論していくことになりました。

この会議の詳細は、まとめり次第、公表していきます（広報紙では紙面の制約がありますので、町のホームページに掲載するとともに、冊子にして役場庁舎や主な公共施設に設置します。）。

また、この「つくる会」や自治基本条例についてご意見等がございましたら、担当まで電話やファックス、メール等でお寄せください。

問合せ 町民活動推進課 住民協働担当

電話 92 - 1111（内線353） FAX 92 - 9096

E-mail tyoukatsu@town.shiraoka.lg.jp

インターネットからは、 **白岡町自治基本条例** **検索**

URL <http://www.town.shiraoka.saitama.jp/kyodo/jichi.html>

なお、「つくる会」の活動状況は、まとめり次第、この「つくる会ニュース」でご報告いたします。

